

医政医発 0917 第 7 号  
令和 7 年 9 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

医師臨床研修の基礎研究医プログラムに係る取扱について

標記について、別添 1 のとおり千葉県から照会があり、別添 2 のとおり回答したので、ご了知いただきますようお願いいたします。

医 第 9 8 0 号

令和 7 年 8 月 1 8 日

厚生労働省医政局医事課長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

医師臨床研修の基礎研究医プログラムの運用に係る疑義について（照会）

医師臨床研修については、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」（平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日、厚生労働省令第 1 5 8 号）第 2 条において、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、(中略)、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」とされている。

一方、臨床研修と基礎医学研究を両立し、「優れた基礎医学研究医を養成するため」（「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」平成 3 0 年 3 月 3 1 日）、1 6 週以上 2 4 週未満の期間、臨床を離れて基礎医学の教室に所属することの可能な「基礎研究医プログラム」の設置が、一定の実績を有する大学病院本院に限って認められている。（「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 1 5 年 6 月 1 2 日付け医政発第 0 6 1 2 0 0 4 号医政局長通知。以下「医政局長通知」という。）

さて、人口知能（AI）医学やデータサイエンス、医工連携に関する領域は、今後、最も成長が期待される産業分野のひとつである。同時に、同産業の振興は、少子高齢社会の進展に伴い重要性を増す医療現場の業務効率化と医療の質の向上に大きく貢献するものと期待されている。

同産業の振興に当たっては、同領域と臨床医学の双方についての知見を有する人材が大きな役割を果たしていることから、その養成・確保が重要である。こうした医師を養成するに当たって、医政局長通知を下記のとおり解して差し支えないか。

## 記

- 1 医政局長通知の第 2 の 5 （1）ア（ク）において「基礎研究医プログラム」の設置要件とされている、プログラム開始時に決定が必要な「所属する基礎医学系の

教室」や「基礎医学の教室に所属する期間」については、当該プログラムに基づき基礎医学に関する研究を実施することを前提に、「人工知能（AI）医学やデータサイエンス、医工連携に関する教室や学部（医学部以外の学部も含む）、研究機関等」へ所属することでも認められる。

- 2 臨床研修後、4年以内を目処に、提出が必要な「基礎医学の論文」については、基礎医学に関する内容であれば、「人工知能（AI）医学やデータサイエンス、医工連携のそれぞれの分野の内容を含む論文」を提出することでも認められる。

医政医発 0917 第 6 号  
令和 7 年 9 月 17 日

千葉県健康福祉部長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
( 公 印 省 略 )

医師臨床研修の基礎研究医プログラムの運用に係る疑義について(回答)

令和 7 年 8 月 18 日付け(医第 980 号)をもって貴職から照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

#### 記

##### 1 について

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知)の第 2 の 5 (1) ア(ク)に規定する基礎研究医プログラムについて、「所属する基礎医学系の教室」については、当該プログラムに基づき基礎医学に関する研究を実施するのであれば、当該教室は必ずしも基礎医学分野名を標榜した教室に限らず、それ以外の研究組織も含まれ、ご指摘の人工知能(AI)医学やデータサイエンス、医工連携に関する教室や学部(医学部以外の学部も含む)、研究機関等も含まれる。

##### 2 について

貴見のとおり。

以上